

平成24年度 第8回  
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成25年1月16日(水) 10時開会  
場 所 : 札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

札幌市環境局

1 出席者（計 10名）

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授	
佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授	
佐藤 久	北海道大学大学院工学研究院	准教授	
山本 裕子	北海学園大工学部社会環境工学科	准教授	
五十嵐 敏文	北海道大学大学院工学研究院	教授	
西川 洋子	(地独) 北海道立総合研究機構	環境科学研究センター	研究主幹
宮木 雅美	酪農学園大学	農食環境学群	教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院	デザイン研究科	教授
東條 安匡	北海道大学大学院工学研究院	准教授	
半澤 久	北海道工業大学空間創造学部建築学科	教授	

(2) 都市計画決定権者

札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室事業調整担当課長	高森 義憲
札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室プロジェクト担当係長	酒井 直人
札幌市都市局市街地整備部 事業推進担当部長	三澤 幹夫
札幌市都市局市街地整備部民間事業推進担当課長	星野 清統

(3) 事業者

UR都市機構北海道再開発事務所事業計画課長	菊池 直嗣
日建設計・北海道日建設計 共同企業体 主任技術者	林 邦能
札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 事務局次長	小野 忠廣
株式会社ドーコン	矢内 賢治
	畠山 拓也

(3) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境局環境都市推進部環境共生推進担当課長	大江 節雄
札幌市環境局環境都市推進部環境影響評価担当係長	宮下 幸光

2 報道機関

(株)北海道建設新聞社  
HTB報道部  
北海道通信社

3 傍聴者

8名

## 1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第8回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

現在の出席委員数は10名ということで、過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定に基づきまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます札幌市環境局環境共生推進担当課長の大江です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、最初の議題の（仮称）札幌創世1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定権者であります札幌市市民まちづくり局都市まちづくり推進室及び事業者の皆様にも出席をいただいております。

## 2. 開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、開催に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、一言、ごあいさつを申し上げます。

○木田環境管理担当部長 皆様、明けまして、おめでとうございます。環境管理担当部長の木田でございます。

新年早々、ご多用中にもかかわらず、本年最初の審議会にご出席をいただきまして、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

昨年の4月から、本日の会議を入れまして、全体会で8回、事業予定地の視察1回、部会1回と、環境影響評価審議会の発足以来、最も多い会議の回数を重ねてまいったところでございます。委員の皆様には、ご多忙のところを毎回ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

さて、本日の会議でございますが、二つの議題についてご審議をいただくこととなっております。

一つ目は、昨年10月9日付で諮問をさせていただきました条例対象事業（仮称）札幌創世1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業方法書に係る答申案、二つ目は、同じく11月6日付で諮問をさせていただきました条例対象事業の（仮称）北8西1地区第一種市街地再開発事業方法書に係る答申案でございます。

この二つの再開発事業につきましては、大都市特有の大規模建築物に関する環境影響評価でございます。本市の条例でも初めての審査となっておりますことから、本日のご審議に当たりましては、専門的なご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、本日の審議会開催に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ◎資料の確認等

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第とその裏が座席表になっております。創世1.1.1区（さんく）の再開発事業関係の資料ですけれども、資料1-1といたしまして、前回審議時における委員からのご意見、ご質問及び答申案というA3判の資料です。資料1-2といたしまして、住民意見に対する見解書でございます。資料1-3ということで、答申案でございます。

次に、北8西1再開発事業関係の資料ですけれども、資料2-1ということで、前回の審議時における委員からのご意見、ご質問及び答申案というA3判のものです。資料2-2としまして、住民意見に対する見解書です。資料2-3としまして、答申案です。それから、参考資料1ということで、北8西1地区内の建物の概要についてという1枚物と、参考資料2としまして、景観資源についてという説明資料でございます。

以上でございますけれども、お手元がない資料がございましたらお申し出いただければご用意いたしますが、大丈夫でしょうか。

それでは、審議の方に入ってまいりたいと思います。これからの進行につきましては、佐藤会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

### 3. 議 事

○佐藤会長 では、早速、審議に入りたいと思いますけれども、本日の終了予定は12時になっておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の議題は、二つの方法書についての答申案の審議ですけれども、まずは、創世1.1.1区から行います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料1-1をごらんいただきたいと思います。

こちらは、前回の審議時における委員の皆様からのご意見と、これに対する都市計画決定権者及び事業者からの回答、その右側に答申の案文を掲載しております。前回の審議会で回答が保留になっていた件につきましては、後ほど、都市計画決定権者より説明があります。

また、本方法書に係る住民意見募集の経過ですけれども、10月9日から11月7日まで縦覧を行っております。11月21日まで、意見募集を行いました。意見提出は1件ございまして、これを都市計画決定権者に送付しまして、12月14日に見解書の提出がありまして、12月21日から1月15日まで見解書の縦覧を行っております

見解書につきましては、事前にメールで委員の皆様にもお送りいたしましたけれども、それと同じものを、本日、資料1-2として配付をしております。

事務局からの説明は以上でございます。

○佐藤会長 それでは、資料1-1に基づきまして、都市計画決定権者から、前回の委員からの質問に対する回答の追加分を中心にお話し願いたいと思います。

資料1-1の青字になっているところだと思うのですが、騒音・振動、植物・動物・生態系、それから、裏面について、説明をお願いいたします。

○都市計画決定権者（高森事業調整担当課長） 都心まちづくり推進室の高森でございます。着席して説明させていただきます。

前回、10月9日の審議会で、私どもが先生方のご質問に明確にお答えできなかった事項につきまして、お手元の資料1-1に、都市計画決定権者の回答という形で見解を整理させていただいております。

詳細については、事業者から説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者（林） 環境アセスメント業務の委託を受けております日建設計・北海道日建設計JVの林でございます。

着席してご説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、前回のご議論のうち、保留事項となっております項目の3点について、ご説明いたします。資料1-1の真ん中の欄の青字で示しているところでございます。

まず、騒音・振動につきましては、供用後の扱いについてのご議論がございました。

自動車騒音につきましては、前回の審議会では、供用後の走行台数は、大気汚染予測は行うので、そこで整理はできるということをご説明いたしました。今回、それに加えて、青字の部分でございますが、さらに、供用後の車両につきましては、大型トラック建設重機中心の騒音・振動への影響の大きい工事用車両の車種構成とは異なり、ホール搬出入や、放送局の大型車両はあるものの、それらは、走行時間、台数が限定的であり、観光施設のように、大型バスが頻繁に出入りすることはないということでございます。出入りするほとんどの車は、騒音の影響の小さい小型車両となります。そのため、騒音レベルの増加は1から2デシベル以下になることが考えられるため、騒音の影響は小さいと考えているということでございます。

これは、具体的には、本事業において出入りする車は、現在、検討中ではございますけれども、およそ2,500台、往復でおおむね5,000台程度を想定しております。一方、本事業の計画地は、現状では、駐車場としての利用もなされておまして、駐車台数は657台で、駐車台数ではなくて、そこを使っている出入りしている車は、およそ1,750台で、往復にいたしますとおおむね3,500台という程度でございます。

したがって、本事業の実施によって、純粋に増加する交通量は、往復でおよそ1,500台程度となります。

一方、計画地周囲の道路の交通量ですけれども、方法書の3-39ページには、既存資料調査の結果を示してございます。ただ、計画地直近はないのですけれども、計画地南側の国道12号における交通量は、12時間当たりでございますが、およそ2万4,000台です。計画地東側の創成川通における交通量は、12時間当たり、幅がございましてけれども、およそ2万2,000台から3万2,000台となっております。

計画地北側の北2条通と計画地西側の西2丁目線のデータは、残念ながらございませんけれども、周辺の幹線道路のデータから推測いたしますと、12時間当たりでおよそ1万台のレベルであると考えております。

この中で最も交通量の少ないこの1万台という道路に、先ほどご説明いたしました純粋に増加する交通量1,500台がすべて加わることになったとしても、増加する割合は5%弱ということになります。

これらから、騒音の面で大ざっぱに想定いたしますと、車種構成や走行速度は変わらないとした場合、交通量に対する騒音レベルは、交通量が10%増加しておよそ0.4デシベル程度の増加になると算出されます。

本事業による増加は、交通量は5%弱でございますので、0.2デシベル程度、すなわち、1デシベルに満たないものになると考えております。したがって、先ほど読みあげました表現とさせていただきます。

青字の2点目は、これにつけ加えておりまして、今回の計画は、本計画地内のみであり、周辺隣接市での開発は計画していないということでございます。

これは、本事業の対象としているのは、あくまでも方法書で示している範囲でございます。現時点では、創世1.1.1区内では、他街区で開発される計画はないということでございます。

続きまして、植物についてですけれども、春においても調査をすべきではないかというご指摘をちょうだいしております。前回の審議会では、持ち帰り検討ということにさせていただきましたが、ご指摘を踏まえまして検討した結果、青字の部分でございますが、春期については、既存資料ですが、整備時の樹種や管理方法等を調べてございますけれども、既存資料から、貴重種が生育している可能性は低いと想定していたところですが、補足調査を実施し、準備書とあわせてご報告させていただき、万全を期したいと考えておりますということにさせていただきます。

最後は、裏面でございますけれども、温室効果ガスでございます。工事中の二酸化炭素排出量について、ご指摘をちょうだいし、前回審議会を持ち帰り検討ということにさせていただきましたが、その検討結果が青字の部分でございます。

工事中のCO<sub>2</sub>排出量については、全国版CASBEEに基づき算出し、準備書に参考データとして記載いたしますということでございます。

工事中における二酸化炭素排出量算出へ評価の手法は、現在、確立されたものはございません。ただし、前回の審議会でもアドバイスをいただきました全国版CASBEEにおきまして、コンクリートや鉄骨、鉄筋など、代表的な資材について、原単位を設定しておりますので、工事全体からいたしますと、一部分だけになってしまうことになってしまいますけれども、一応の参考データいたしまして、工事中のCO<sub>2</sub>排出量について、準備書に記載することにしたという次第でございます。

私からのご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見をいただきたいと思っておりますけれども、騒音・振動のことで、私から伺います。

気になったのは、1ないし2デシベル以下と書いてあったものですから、単純にエネルギー換算しますと、1デシベルで25%増で、2デシベルだと60%増ぐらいになってしまうので、相当増えるなと思っておりました。先ほどの話だと5%程度ということですから、1デシベルに満たないといえますか、四捨五入すると増加はないということですね。

それでは、ほかの項目についてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、資料1-2ですけれども、住民意見に対する見解書です。

これは、既に皆様のところへ配付されており、読んでいただいていると思いますけれども、これに関して、ご質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 それでは、特になしと判断いたします。

それでは、ないようですので、都市計画決定権者の皆様と事業者の皆様は、これでご退席いただければと思います。どうもありがとうございました。

[都市計画決定権者及び事業者は退室]

○佐藤会長 次に、事務局から資料1-3の答申案について説明をお願いいたします。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) それでは、資料1-3をごらんください。

まず、1枚目は、答申案のかがみになっております。1ページをめくっていただいて、次が答申の本文になります。

全部で4項目ございまして、騒音・振動、植物、動物、温室効果ガスとなっております。各項目の文章につきまして、読み上げさせていただきたいと思います。

「1 騒音・振動について。

施設の存在・供用時における施設の稼働に伴う設備機器からの騒音・振動について、準備書に想定される設備機器の仕様等を記載するとともに、環境に影響を与える機器の導入が見込まれる場合には、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

2 植物について。

植物相及び植生の状況を詳細に把握するため、調査地域において、春季の現地調査を実施すること。

3 動物について。

建築物の最大高さが160メートルに至る計画であることから、オジロワシ、オオタカ、ハヤブサなどの希少猛禽類を含む鳥類の衝突事故が危惧される。このため、調査結果を踏まえて、バードストライクに関する検討を行うこと。

4 温室効果ガスについて。

事業活動による温室効果ガスの予測において、温室効果ガスの排出量及びエネルギーの使用量の原単位の設定については、適切に行うとともに、その設定理由を記載すること。」となっております。

以降は、附属資料ということで、諮問書の写しや審議経過、審議会委員の名簿などを添付しております。

答申案につきましての説明は以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

この答申案ですけれども、ここを修正した方がいいということがありましたら、お願いしたいと思います。

○半澤委員 半澤でございます。

言葉遣いですが、4番の温室効果ガスのところで、最初の文書の「事業活動による温室効果ガスの予測」というより、ガスの排出量とか、「排出量」という言葉を加えていただいた方がいいのではないかと思います。

通常、一般的にどのように云われているかを含めて検討いただければと思います。通常は、排出量という方がより正確かと思います。

○佐藤会長 今の件については、それでよろしいでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ご指摘のとおり修正するという対応したいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤会長 よろしいですね。より正確な表現ということで、「排出量」という言葉を入れまして、「排出量の予測」ですね。そのようにいたします。

どうもありがとうございました。

ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

そうすると、排出量の件は、今ここで確認したということでもよろしいのですか。これをつくり直してから答申ということになりますか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） もし、「排出量」という言葉を入れる部分だけで、あとは特に修正がないのであれば、この会議の最後の方で修正したもので答申をいただければと思います。

○佐藤会長 ということですので、そのような形で扱いたいと思います。

この答申案をお渡しするのは、次の議題が終わってからにしたいと思いますので、準備の都合上、ここで5分ほど休憩をとらせていただきます。

[ 休 憩 ]

○佐藤会長 それでは、会議を再開いたします。

二つ目の議題は、北8西1地区第一種市街地再開発事業に係る方法書の答申案の審議です。

では、まず、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料2-1をごらんください。

こちらの資料は、先ほどの創世1.1.1区の資料と同様に、前回の審議時における委員からのご意見と、これに対する都市計画決定権者及び事業者からの回答、その右側に答申の案文を記載しております。



本方法書に係る意見募集の経過についてでございますけれども、10月17日から11月15日まで縦覧を行いまして、11月29日まで意見募集を行っております。

4件の意見の提出がありまして、これを都市計画決定権者に送付し、12月17日に見解書の提出がありました。

これを受けて、12月21日から1月15日まで、見解書の縦覧を行っております。

見解書は、事前にメールで委員の皆様にお送りしておりますけれども、同じものを本日資料2-2としまして配付してございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

資料2-1につきましては、この場で何度も検討しまして、特に追加の説明もございませんので、これで了承ということによろしいですね。

資料2-2につきましては、皆様のごところに送らせていただいておりますけれども、全員で確認する作業が行われておりませんので、きょうは、資料2-2について、都市計画決定権者から説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） 都市局事業推進担当部長の三澤でございます。私から、市民意見に対する都市決定権者としての見解についてご説明いたします。

その前に、意見書にあります石の蔵ぎゃらりいはやしと居酒屋燵の建物について、お配りしております参考資料1に基づきましてご説明いたします。

まず、石の蔵ぎゃらりいはやしについてですけれども、石の蔵ぎゃらりいはやしというのは、現在利用されておりますギャラリーとカフェの名称でございます。石の蔵ぎゃらりいはやしは、札幌軟石を用いました石蔵部分と木造の母屋で構成されておまして、石蔵部分につきましては、昭和5年、1930年に建てられたものです。また、母屋は、火災で全焼したため、昭和10年に建て直されております。

なお、建物の外観は、資料の下の①のようになっております。

次に、居酒屋燵についてご説明いたします。

居酒屋燵は、大正13年に建てられた木造2階建の建物でございます。現在は、居酒屋として利用されております。居酒屋燵の建物の外観は、同じく下の②の写真のようになっております。

建物の概要については、簡単ではございますが以上になります。

次に、見解についてご説明いたします。

環境アセスメントで扱う景観資源としては、参考資料2にもございますように、北海道の環境アセス技術指針が中ほどにございますけれども、都市景観として、遺跡、史跡、歴史的建築物、社寺などが例示されております。

意見としていただいた石の蔵ぎゃらりいはやし及び居酒屋燵は、今、説明いたしましたように、大正の終わり、または昭和初期に建てられたものでありまして、参考資料2の3に記載しておりますとおり、景観法に基づく景観重要建造物や札幌市景観条例に基づく札幌景観資産には指定されてございません。

したがって、私どもとしては、歴史的建造物には該当しないものと考えております。

見解といたしましては、環境アセスメントの対象とはいたしませんけれども、今回、市民からご意見をいただいておりますので、再開発事業の事業計画の中で、地域の歴史を伝える景観資源としての継承方法について、地元準備組合とともに検討を進めたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○西川委員 今回の石の蔵ぎゃらりいはやし等の問題については、二つ問題があると思っています。

一つは、私は、恥ずかしながら、この場所にこういうものがあることを知らなかったのです。現地視察がされていれば、こういうものがあるということは認識できていました。どのようなところでも、現地視察は必要ではないかということを強く感じました。

もう一つは、指定を受けていないということが根拠で、歴史的な建造物には当たらないということだったのですが、札幌市の都市整備の方針として、指定を受けていないので、歴史的な建物ではないというふうに判断することが果たしていいのかどうか。

一応、この二つが大きな問題なのではないかと私は思っております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

一つ目の現地視察をしていないというのは、確かにそのとおりで、いろいろ見て回るうちに、何か考えることが出てくると思いますので、今後、極力、現地視察を行っていくという姿勢で臨みたいと思います。

二つ目は、どういうふうにすればいいのでしょうか。景観法による景観重要建造物にはなっていないということですね。だから、重要ではないという意味ではないと思うのですが、その指定を受けていると特別な扱いはできるといいますか、考え方を整理する上で、もう少し共通な認識で議論できたなということは考えられます。そのあたりに関して、何かお考えをいただければと思います。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） まず、歴史的建造物かどうかというものを客観的に判断するのは難しいのではないかと考えておまして、その一つのポイントとして、公的に位置づけられているのかどうかということをもって判断してはどうかというのが私どもの考え方でございまして、そうした観点で、アセスの対象にするかどうかというのは、公的な位置づけがあるかどうかという点で、私どもの考え方としてお話しした次第です。

それから、景観、都市整備の中で、建物を、すべからく、そういうものをクリアランスしてしまうのかという意味合いだと思いますが、私どもは、先ほど見解書の中でも述べさせていただいておりますけれども、地域の歴史を伝える広い意味での景観資源ではあると思います。そういうことなので、その継承方法について、地域とともに考えていきたいということを述べさせていただいております。

○佐藤会長 どうぞ。

○宮木委員 条例の指定を受けていないということで、歴史的建造物にはならないというふうに判断されたということですが、札幌市のまちづくり課というものがありましたね。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） 都市計画を扱っているのは、都市計画課というセクションです。

○宮木委員 ああ、そうですか。札幌市のホームページで見ますと、多分、まちづくり局……。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） 都心のまちづくりにかかわることは、先ほど前段にあったと思いますが、都心まちづくり推進室が担当しております。全体的なまちづくりの計画、考え方の整理をしているところです。

○宮木委員 多分、そのホームページだと思うのですが、歴史的景観資源とは何かということで説明されているのですが、六つあって、歴史的価値、地域的価値、文化・芸術的価値、環境的価値、活用価値、思い入れ価値というものがあるのだと。

最後の思い入れ価値というもので、条例には入っていないけれども、歴史的景観資源は、そのもの自体の価値に加え、地域に住む人たちが愛着を持って保全や活用の取り組みをしていくことが極めて大切ということです。市民に向けてどういう歴史的な景観資源があるかということをチェックしてみようということで、市民の愛着があるとか、絵画や写真の題材になっているとか、大事なものとして見ようというふうに市民に向けていっているわけですね。

やはり、ここで問題になっている二つも、そういう対象にはなると思うのです。ですから、それがどう残すべきかは、いろいろな意見があると思うのですが、それが、どういう価値があるかというか、景観資源としてどう評価できるかということは、この調査項目として、含めて専門家の方に調査していただくということが必要ではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） 繰り返しになりますけれども、私どもの考え方としては、環境アセスの対象とはならないのではないかと申し上げておりました。景観資源としては、一定の、地域にある建物でございましたので、見解書にもございますとおり、地域の歴史を伝えるものというのは、事業者とともに認識しております。保存するかどうか、あるいは、保存は難しいということを述べさせていただいておまして、その継承方法については、これから事業者とともに検討したいという見解を述べさせていただいております。

○佐藤会長 今は方法書の段階ですので、これから準備書に向かって具体的な計画になっていくということだと思っております。

この後、これを環境影響評価審議会としてどう扱うかというのは、委員だけで話し合うことになっておりますので、今は、質問を中心にしていただければと思います。

○半澤委員 質問です。

今の手続という話もあったのですが、これは、もともと再開発するときに、どちらも私有地というか私有物ですね。そうするとこの事業を起こすに当たって、対象地域の方々と

いろいろな議論を重ねてこられたと思うのですけれども、そういうときにどういう整理がこの建物二つにされたのでしょうか。

特にこの二つが問題だったのか、ほかにもそういうものがあつたのかを含めて、過程を教えていただければと思います。

○都市計画決定権者（三澤事業推進担当部長） 当該地の再開発に向けての取り組みにつきましては、昭和60年代から地元で協議会、あるいは、準備組合という形で、低層型の建物、前回説明したいと思いますが、低層の木造の建物、あるいは、老朽化した建物がたくさんございまして、それを、再開発事業の手法を使って再開発事業をやっていきましようという、20年ぐらいの長い取り組みがありまして、現時点になっているということです。

個々の建物を残すということではなくて、自分たちの建物を共同化した中で、再開発事業というものを新たな建物に置きかえていく仕組みでございますので、現在の準備組合の考え方といたしましては、個々のことにつきましては差し控えさせていただきますけれども、準備組合の総体の考え方としては、クリアランスして、新たな建物を建てていこうという総意のもとで、今、進んでいるということでございます。

○佐藤会長 ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 ほかになさそうですので、これから答申案の取りまとめを行っていきたいと思います。ここで、都市計画決定権者及び事業者の皆様はご退席いただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

〔都市計画決定権者及び事業者は退室〕

○佐藤会長 それでは、今の質疑を受けて、委員の皆様のお考えをお聞きしたいと思います。アセスから考えますと景観資源ということになるとは思いますけれども、北海道環境影響評価条例では、先ほどの参考資料2で、このように説明されております。

この審議会として、これを景観資源という立場から、環境影響評価を求めていくのかどうかということに関して、意見交換をしたいと思います。

皆様からご意見をいただきたいと思いますが、まずは、景観のご専門の吉田委員からお願いいたします。

○吉田委員 まず、景観資源の言葉については、条例にかかわっていると、国の指定になっているからという意味ではなくて、ここに書かれているのは一般名称としての歴史的な建造物でありますから、そういう意味では、歴史的な建造物がここにあるという具合に、今、考えてもいいのではないかと思います。

ただ、先ほど札幌市の方も言われましたが、いわゆる、アセスメントの対象にするかどうかということについては、どうかなというのが私の素直な感想です。

個人的な思いというものはあるのですが、例えば、景観審議会だとか、今回のこのビルのデザインの部会だとか、そういうのがもしもあれば、そういうところでどのように取り入

れたらいいのかとか、残したらいいのかという話はあると思います。アセスメントのところで入れるべきかどうかというのはどうかなというのが素直な意見です。

○佐藤会長 ほかの方はいかがでしょうか。

○西川委員 今、吉田委員がおっしゃったことに関連するのですがけれども、指定は受けていないけれども、景観資源であるということであるならば、先ほど宮木委員も言われていたのですがけれども、一応、専門家の評価を受けてから、アセスの対象にするのかどうかということを決めるべきではないかと思うのですがけれども、そういうことはできないのでしょうか。

○佐藤会長 どうなのでしょう。私は、こういうアセスというのは初めてなものですから、わからないことがいっぱいありますけれども、少なくとも、個人の所有物といいますか、恐らくこの方も準備組合に入っておられて、そこをすべて取り壊して新しく再開発していこうということで一致しているわけですね。

これを、今、取り扱おうとすると、恐らく、これを残すとか、残さないという話ですよ。新しい建物が建つことによって、その景観資源としての建物がなくなってしまうとどうい問題があるのかということに関しては、その持ち主がどう考えるかということに大変大きくかかわっていると思うのです。

手続的にはよくわからないですがけれども、もし、そういうことを望む人がいたならば、この前に、例えば、所有者とか、準備組合にお話しをして、こう思うのだけれども、どうだろうかと。それで、指定を受ける方向に向いていくとか、そういったことが前にないと、対象としづらいのではないかと私は考えます。正しいかどうかはわかりませんが、個人的にはそう考えます。

こういう扱いもあるよということがあれば、事務局でご存じでしたらちょっといいですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） この審議会の場合ですけれども、特に、環境影響評価審議会という場ですので、これが景観資源かどうかという定義については、この参考資料にある以上のものはございませんので、そのところを詰めていくというようなことをここでやるのではなくて、あくまでもその環境要素の一つということで、景観という観点から、景観の要素からこの建物について、どういう考え方というか、景観にどういう影響がこの事業によってあるのかというそういう観点で、まずこの場では審議をしていただく場だと思っていて、その建物自体の価値をここで判断するだとか、残す残さないを決めるとか、そういう場ではないのです。

あくまでも環境影響評価の場ということで、どういうふうにすべきかということ審議していただければというふうに思っております。

○村尾副会長 まず、一般論として、最近の環境アセスメントで、自然環境を含めて、非常に貴重なものだという資料がきちんとあって、それを評価するのに加えて、その周りの住民の人たちが非常になじみのある、あるいは、それがあって非常に快適であるといったようなものも、だんだん対象に加わってきているような印象を持っています。したがって、今回のものも一般論で言えば、景観資源、アセスメントの対象に入るのではないか

と私自身は思っているのです。

ただ、ここで、例えば、これを対象として扱う場合に、非常に難しいのはこの委員会というのは、専門的な立場から判断を行う委員会で、価値を判断する委員会ではないわけです。

そうすると、これはちょっと吉田委員にお伺いするのがいいかと思うのですが、こういった歴史的なものがその保全を考えるときに、環境アセスメントのもとでどのような調査が行われるのか、そして、それでどんな結果が返ってくるのかというふうに、その結果をもとに私たちを判断するということになります。したがって、どんな調査をするのか、どんな調査があり得るのかというのは非常にわかっていないとどうしようもないようなところがあって、今、私が思い浮かぶのは、周辺の人たち、あるいは、札幌市民にアンケートをとる以外、調査の方法がないのではないかと思うのですが、ここは、吉田委員にコメントをいただきたいと思います。

○吉田委員 おっしゃるとおりで、景観評価の方法は、その目的によってさまざまであって、今のようなアンケートをとるというのも一つだと思うのです。

景観法ができて、その地域のまち並みの中でその建物なり、その改変がどうあるべきか、人がどのようにかかわっているか、それがその整備の前と後でどう変わってくるかということをもさまざまな面でシミュレーションして、その中の一つにアンケートもあるし、写真でのももあるということになると思うのです。

そういった意味では、現行のアセスメントのやり方は、以前から私が話しているように、一昔前のやり方なので、一般市民とか住んでいる方々の気持ちがいかに表現できていないと思いますし、評価できていないと思います。

そういった限界がある中で、先ほどのまち並みや人とのかかわりの中でどうあるべきかという、私が以前に言ったように、遠くから見た札幌の都心のまち並みが、遠景がどのように変わるかということもやった方がいいのではないかという工学的な景観評価程度の話に納まってしまおうというのが残念なところだと思います。

先ほどの私の結論は、その辺は割とドライに行っているところですが、札幌のこのような建物は、ほかにもたくさんあって、今後、同じ運命をたどって、これまでもそうですが、どんどんビルに変わってくるわけです。だから、この辺は、ここで議論すべきかどうかかわからないですが、こういう建物の価値みたいなものを、きちんとどこかから情報発信して、認識してもらって、新しい再開発の中に入れていただきたいと思います。後ろの方は個人的な感想ですが、そう思っております。

ですから、景観というのは、常に時代によって変わって日常生活のなかで生きているわけですから、これが絶対ということはないと思います。今のトレンドみたいなものを読み取りながら、なるべく、30年後、40年後に残すものは残したいなという合意形成を求めての議論が大事だと思います。

その辺は、事業者の私権の問題がありますから、事業者のご理解がないとアセスメントだけではやれないところがあると思います。この辺が難しいところですね。

そこら辺は、私も明確な回答が出ないところです。

○佐藤会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○宮木委員 やはり、事業者の意向というものが大事だと思うのですが、やはり、こういう歴史的な遺産というのは、社会的にも非常に重要なもので、社会的にどうとらえるかということは、しっかり押さえておく必要があると思うのです。

景観資源に当たるかどうか、それに当たるかどうかをここで調査できるかどうかということになりますから、その定義は大事だと思います。ここで、景観資源とは何かというところははっきりさせて、それに含まれるなら調査をやっていきたいと思います。必要ではないかと思います。

最近の傾向を先ほどおっしゃっていましたが、平取ダムでも、事業に文化的な遺産というか財産を評価しようという動きも実際にされていますし、本州でもそういう面があると思います。条例には入っていないからということで捨てるのはもったいないと思います。そういう議論の結果どうなるかというのは、いろいろなことがありますから、ここでどうこうということはないですが、市民の残してほしいという要望が出ている以上、それに対して札幌市がどこかで開発に当たって真剣に答えているという過程は市民に見てもらわなければならないし、そういう場としてこの審議会を利用するといいますか、議論していただければいいのではないかと思います。

○佐藤会長 結果的にどうなるかは別として、そういう声が上がっているのです、この場で審議対象としていくということですね。

結局、都市計画決定権者としては、アセスは行わないと先ほど明言されていますが、我々がアセスをするべきという結論を出せば、そういう要求をしていくということですね。要求するか、しないかということですが、ほかにご意見はありませんか。

○東條委員 全く素人ですが、先ほど、吉田委員がおっしゃった環境アセスの景観の意味ですが、今回のケースは、建物の下になって、なくなってしまうものなので、景観の対象にならないのではないのかと思うのです。

ここで言っている歴史的建物、建造物は、例えば、お城があって、その近くに何か建物を建てると景観が崩れる、それを評価するのが環境アセスですが、今回は、既になくなってしまふという影響であるので、景観という対象のアセスにならないのではないかと考えるのですけれども、そうだとすれば、ここでの議論ではなくて、そこに残すか、残さないかという議論をする場がどこかほかになければいけないのではないかと思います。

それは、確かにすごく大事で、市民の意見はすごくわかるのです。そういう場所がなければいけないけれども、それは、果たして、ここなのかというふうに思うのです。

○佐藤会長 私も、そう思いました、そういう場がないのかということをお尋ねしたのですが、なかなかないということでした。今おっしゃったとおり、もし、なくなってしまうのであれば、アセスとしてどう考えればいいのかということですね。

○西川委員 非常に単純な考え方だと思われるかもしれませんが、私は、植物が専門なので、希少種を移植すると同じように、これは指定を受けていないので何を根拠にと言われると非常に弱い部分があるのですけれども、都市部での再開発では、自然環境

の豊かなところでの希少種の考え方と同じように歴史的建造物をとらえることはできないのでしょうか。

そのためには、指定されなければだめだということになるのかもしれないですけども、市民からの要望が上がっているということになれば、やはり、どこかで価値を判断する調査をして、希少種と同じように扱うというような考え方は無理がありますでしょうか。

○佐藤会長 保存するか、しないかというのは、すごく重要なポイントですね。ただ、それを抜きにして、こういうケースが出てきたので、最終的にどうなるかは別だけれども、これをやってみようと、考えてみようということであれば、希少種をどうしようかということと似ていますよね。逆に、別の見方をすれば、北口のかいわいは、次から次と再開発されて、高い建物がどんどん建っていますね。そういう観点から見て、全体の景観として考えればどうなのかということ、発想が全く違ってくると思うのです。それも議論の中でやればいいのかどうかかわからないですけども、なかなか難しいですね。

○宮木委員 今言われたように、希少種と同じように、代替措置が必要かどうかという判断はここでできると思うのです。

その代替措置の方法が、ちょっと乱暴だと思うのですが、石を残すような方法から、ほかへ移すとか、いろいろな方法が考えられます。それは、組合とか地権者にある程度任されるということがあると思うのですけれども、この委員会としての見解というのは、実際にどうかということとは別に、ある程度、理想的な姿を求めて要望するという形は必要ではないかと思います。

○佐藤会長 要望というより、それに対する影響がどうかという話だと思うのです。ですから、先ほどから、あるか、ないかは別にしてという話も出ていますが、残すということを考えないと、先ほど東條委員もおっしゃったように、影響も何もないわけです。なくなってしまう。だから、残すという前提で考えたときにどうかという議論になると思います。

なくなった場合には、全体の景観としてどうだという話は別にありますけれども、北口のかいわいに関して言うと、それを残すということ考えないと、アセスも何もしようがないということにはなると思います。

○宮木委員 ですから、残すということの中に、石を展示するということも含めて、いろいろな代替措置があるという考えでいいのではないのでしょうか。

○佐藤会長 それに関しては、先ほどの説明ですと、アセスということではやらない、ただ、実際にその計画を進めていく段階では考慮したいということですね。それを、我々としてどうとらえるかということになると思います。いろいろな方法があって、重要と思われる建物が一部あるいは全部残されたり、移設されたりしますけれども、それをこれからどういうふうに進めていかれるのかということで、それを全く考えないということではなくて、きちんと相談しながら考えていきたいということは、おっしゃったとおりですね。

○半澤委員 私も、環境アセスという枠組みの中で、今、あるものを壊して再開発するという中で、それをどう評価するかというのはなかなか難しいだろうと思います。やはり、それは別の視点で、札幌市の中にも、歴史的価値のある場所であったり、建物だったりと、いうものがあって、ほかでも問題になっているものが幾つかあるかと思うのですが、これ



に関して言えば、その再開発事業自体がどうかということが問われるのだと思うのですが、環境アセスという枠組みの中で、この歴史的な価値があるからということに関して議論し始めると、先ほど吉田委員のお話にもあるように、そういう定義にはなかなか当てはまらないだろうと思います。

この環境アセスの中では、少し線を引いた方がいいのではないかと私も思います。ですから、逆に、そのこういうものを扱う歴史的価値のあるものをどうやって残していくかということについて、札幌市の中には、そういう取り組みをする部署あるいは場は全くないのでしょうか。それだけは確認させていただければと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 景観資源ということで、景観条例がありますので、その中で、札幌景観資産を指定するという制度がございます。恐らく、市役所の中でそういったものを議論するとすれば、景観審議会という場や、文化財としての審議会もありますから、そういったところで、価値は議論する。その俎上にのせるのであれば、そういった場はある。あとは、開発事業の中でどういうふうに取り扱っていくのかということや、個々のケースに応じて判断していくということになるかと思いますが、現状の市の体制の中では、そういう仕組みになっているかと思いますが。

○半澤委員 多分、これを利用していらっしゃる方々にとっての価値については、これから事業が進む中で、計画の中で、意匠的とか、いろいろな意味でソフト的に取り組むことは可能かもしれないですね。例えば、文科省が、古い建物を一部残して、高層の建物をつくったような考え方もあるかもしれませんが、そういうのも一つの考えだと思います。この場合は、景観というよりも、むしろ、文化財というか、住民や市民とのつながりや、歴史的なものを維持しようということだと思いますので、むしろ、そういう場でこれを取り上げていただくような方向に働きかけていただくのがいいのかなと思います。

ですから、この住民からいただいた意見は、そういう方向で展開しますというレスポンスをするのも一つの方法かなという気がします。この環境アセスで取り扱えるかどうかという、私は、取り扱うのは難しいのではないかと思います。そういう答え方もあるのかなと思います。

○佐藤会長 私も、全く同じ考えですが、ほかの方はいかがでしょうか。

○吉田委員 景観の概念ですけれども、景観というのは、確かに、歴史的な建造物とか重要文化財に指定されているというところで大事だというのはありますけれども、私は、景観の価値について生活景という言葉もあるように、余り優劣はないと思うのです。

景観は、これが大事でというのは、人によっても、住んでいる人によっても、違います。ですから、例えば、たとえばこの景観資源を挙げよと言われてたら、中通のような札幌の代表的なブロック構造がありますけれども、そういうものがなくなるとか、建物は、これ以外にも歴史として残したい三角屋根の家もあると思うのです。そういうものがなくなって、新しいビルにかわるというところを、事業主なり、札幌市民なりが歓迎するというところになっているわけですが、一方では、そういうものが大事なので残してくれという意見もあります。

私は、半澤委員と基本的に同じような意見ですけれども、アセスメント答申のような権

力の行使の一部みたいな——そこまではいかないかもしれませんが、札幌市として言うわけですから、そこまで言いづらいところがあります。ただ、こうして意見が来て、ここで議論されたということは、事業主にも何らかの形で伝わっているかもしれないですけども、伝えていただいて、景観や空間利用のビフォー・アフターというか、変えるときにそれなりの良識で判断してくださいねという程度は言ってもいいのではないかと考えています。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

○山本委員 私も、すごく難しい問題だなと思って皆さんの議論を聞いていて、個人的には、残したいというか、よく考えるべきだとは思いつつも、やはり、環境影響評価という枠組みでは取り扱えないのではないのではないかと、今、皆さんがおっしゃっていましたけれども、私もそのように思います。

ただ、吉田委員もおっしゃっていましたけれども、そのもの自体がどんどんなくなっていってしまって——ちょっと意見がまとまっていますが、ほかの場所で何か考えるべきところがあるのではないかと、札幌市として、何もしないままと言ったら変ですけども、そのままにしていくと、市民としては反対意見がどんどん出続けると思うので、考えますよといった何らかの意思表示は必要なのかなと思います。

ちょっと意見がまとまっていなくて申しわけありません。

○佐藤会長 ほぼ同じような意見でした。

皆さん、住民の意見に関しては、そのとおりでと思うけれども、アセスで扱うのはちょっと難しいのではないかと意見が多いように思います。ただし、ここで審議したといえますか、話し合ったことで、一つの重要なところは、アセス以外の何らかのやり方で、今後、似たようなこともいっぱい出てくるでしょうから、保存に向けて進むためにはどうしたらいいのか、あるいは、どういう部署でどう扱うべきなのかということが議論されたということを事業者側にうまく伝わるような形になればと思います。

全体のご意見としては、その重要性は認識するけれども、アセスの対象としては少し無理があるのではないかとということだと思えます。そうではない方もいらっしゃいますけれども、いかがでしょうか。

もし、そのようにまとめられれば、この場でそうしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

その重要性は認めるけれども、アセスの対象としてはなかなか難しいということで、結論的に言いますと、審議会としては、環境影響評価を求めないということになると思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

○宮木委員 欠席されている方の意見はなかったのですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 特に意見はいただいておりません。

○佐藤会長 それでは、先ほどのまとめ方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

そのようにしたいと思います。

では、次に進ませていただいてよろしいですか。

事務局から何かありますか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 答申の中には含めないという結論になったかと思いますがけれども、先ほど来、この議論の内容を、ここだけで終わらせるのではなくて、いろいろな関係先に知ってほしいという意見がありました。この議論の内容については、市役所の中に景観の部門や文化財の部門がありますので、そういうところには、議事録を含めて、こういった議論があったということは、しっかりとお伝えしたいと思います。

当然、審議会の資料を含めて、議事録そのものも公表しておりますので、ホームページなどでだれでもごらんいただける形になっておりますので、そういった形でも、この議論の内容については知っていただけるという手だてがありますので、この内容については、できるだけの手だてをとってお知らせするように、事務局としても努力をしたいと思っております。

○佐藤会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、次に進ませていただきます。

今度は、答申案の資料2-3です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料2-3をごらんください。

こちらの体裁については、先ほどの創世1.1.1区の答申案とも同じ体裁になっております。

1枚目が答申案のかがみであります。

1枚めくっていただきまして、こちらが答申の本文になっております。項目としては、騒音・振動、風害、土壌、日照、動物、温室効果ガスというつくりになっております。上から読み上げてまいります。

「1 騒音・振動について。

施設の存在・供用時における施設の稼働に伴う設備機器からの騒音・振動について、準備書に想定される設備機器の仕様等を記載するとともに、環境に影響を与える機器の導入が見込まれる場合には、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

2 風害について。

事業区域内に配置予定である通過動線による影響の可能性を考慮して、予測評価を行うこと。

また、周辺に、学校等の特に配慮が必要な施設があるため、地表面付近への影響に十分留意すること。

3 土壌について。

事業区域には現在にいたるまで、多様な施設が立地し、有害物質の使用による土壌の汚染が懸念されることから、当該区域における土壌の汚染状況を把握するため、適切な方法にて現地調査を行うこと。

4 日照について。

計画建築物の存在による、日照障害の影響については、付近の学校及び住宅の配置状況

等を考慮し、適切な配慮を行うこと。

5 動物について。

建築物の最大高さが180メートルに至る計画であることから、オジロワシ、オオタカ、ハヤブサなどの希少猛禽類を含む鳥類の衝突事故が危惧される。このため、目視できる鳥類の飛翔コース及び飛翔高度の測定を行い、調査結果を踏まえて、バードストライクに関する検討を行うこと。

6 温室効果ガスについて。

事業活動による温室効果ガスの予測において、温室効果ガスの排出量及びエネルギーの使用量の原単位の設定については、適切に行うとともに、その設定理由を記載すること。」。

附属資料については、先ほどの創世1.1.1区の場合と同様に諮問書の写し、審議経過、委員名簿というふうになっております。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、修正点等はございますでしょうか。

排出ガスのところは、温室効果ガスの排出量の予測というふうにするのでよろしいですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そのように修正いたします。

○佐藤会長 そのほかの項目について、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 それでは、この答申案のとおりでよろしいということにいたします。

これで、2件とも審議が済んだこととなりますので、答申書をこの場でお渡しするというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、北8西1の方も修正がございますので、そちらを修正した答申書を、今、事務局で作成したいと思います。ですから、休憩の時間を少々いただければと思います。

○佐藤会長 それでは、11時半まで休憩といたします。よろしく願いいたします。

[ 休 憩 ]

○佐藤会長 それでは、再開いたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 大変お待たせいたしました。

それでは、市長の代理ということで、環境管理担当部長の木田へお渡し願いたいと思います。

○佐藤会長 平成25年1月16日。

札幌市長上田文雄様。

札幌市環境影響評価審議会会長佐藤哲身。

（仮称）札幌創世1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業環境影響評価方法書につ

いて（答申）。

平成24年10月9日付け札環対第50851号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり結論を得たので答申する。」。

〔答申書の手交〕

○佐藤会長 「平成25年1月16日。

札幌市長上田文雄様。

札幌市環境影響評価審議会会長佐藤哲身。

（仮称）北8西1地区第一種市街地再開発事業環境影響評価方法書について（答申）

平成24年11月6日付け札環対第50957号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

〔答申書の手交〕

○佐藤会長 本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間、ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 佐藤会長、委員の皆様、本当に長時間にわたって、熱心なご審議をありがとうございました。

それでは、次回の審議の予定についてお知らせいたします。次回の全体での審議会の会議の予定ですけれども、今現在、北部事業用地の部会で審議を進めておりますが、そちらの答申案、あるいは、条例改正のあり方の答申案の審議を予定しております、忙しい時期かと思えますけれども、3月の開催を予定しております。

日程につきましては、改めて皆様のご予定を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

決まりましたら、また日程をご連絡いたします。

#### 4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

以 上